

発議案第4号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

令和5年3月10日

木古内町議会 議長 又 地 信 也

記

委員会名	調査事件
総務・経済常任委員会	1. 総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について
議会運営委員会	1. 次期議会までの会期日程等の議会運営に関する事項について 2. 議長の諮問に関する事項について